

商品概要説明書

プレ年金世代応援定期貯金(きらめき)

(2025年4月1日現在)

商品名	・ スーパー定期貯金 <単利型> (愛称 : きらめき)																				
ご利用いただける方	・ 個人のみ 取扱期間中に年金受取受給権発生日の期間が3年以内であり、当組合で公的年金のお受取りをご予約された方 (年金予約申込書のご記入と【ねんきん定期便】等年金加入期間を確認できる資料の提示をしていただきます。)																				
期間	・ 定型方式 1年、2年、3年(元金自動継続)																				
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入、総合口座のみ(証書式・定期貯金通帳は除きます。) ・ 1円以上300万円まで(但し、シルバー定期貯金とあわせて300万円までといたします。) ・ 1円単位																				
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。																				
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の適用金利を初回契約満期日まで適用します。 ・ 自動継続時は満期日のスーパー定期貯金の店頭表示利率で継続します。 ・ 預入期間1年ものは、満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 □ ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ・ 金利は、窓口でお問合せください。																				
手数料	—																				
付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・ マル優(障がい者等を対象者とする【少額貯蓄非課税制度】)のお取扱いができます。 ・ 通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。																				
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 1年・2年もの定型方式 <table> <tr> <td>① 6か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td><td>約定利率×30%</td></tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> </table> 3年もの定型方式 <table> <tr> <td>① 6か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td><td>約定利率×10%</td></tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td><td>約定利率×20%</td></tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> </table> ・ 中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。 その場合には、その利息額(支払済の利息額合計)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から精算します。	① 6か月未満	解約日における普通貯金の利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×20%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×30%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×40%	① 6か月未満	解約日における普通貯金の利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×10%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×20%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×30%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×40%	⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×50%
① 6か月未満	解約日における普通貯金の利率																				
② 6か月以上1年未満	約定利率×20%																				
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×30%																				
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×40%																				
① 6か月未満	解約日における普通貯金の利率																				
② 6か月以上1年未満	約定利率×10%																				
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×20%																				
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×30%																				
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×40%																				
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×50%																				
貯金保険制度(公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。))と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。																				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または事業管理部(電話:072-924-6633)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、																				

	迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも苦情等を受け付けております。 上記当組合事業管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※)のほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合事業管理部にお問い合わせください。 公益社団法人 民間総合調停センター(大阪府)(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 上記JAバンク相談所にお申し出ください。) ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。 ・ 現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考 となる事項	・ 本商品の利用は公的年金のお受取り予約を指定している店舗のみのお取扱いとします。 ・ 定期貯金の名義は年金受取予約申込者名義に限ります。 ・ 預入期間2年もの以上の中間払利息は普通貯金への入金となります。 ・ 継続利払利息は普通貯金への入金となります。 ・ 当組合で年金をお受取りの方は、シルバー定期貯金をご利用いただけます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A大阪中河内